

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

御殿場市では、JR 御殿場駅周辺において、市街地再開発事業をはじめとする基盤整備事業の取組を進めてきており、一定の成果を挙げてきた。しかしながら、市街地再開発施設については完成から4半世紀の時間を経過し、老朽化等により施設・機能が対応できない状態となっているほか、駅周辺の道路は安全で安心して歩行できる空間が少ない状況にある等、市街地の整備改善の必要性が高まっている。

(2) 取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが買い物や食事を楽しめる中心市街地」及び「誰もがまち歩きを楽しめる中心市街地」を実現するため、JR 御殿場駅周辺一帯について、市民をはじめ、御殿場市に来訪する観光客等全ての人にとって、安全・快適で利便性の高い市街地空間を形成する。

具体的には、バリアフリー化を前提とした道路整備事業、自転車駐車場拡張事業、東西自由通路改修事業等を行い、交通結節点としての機能向上を図る。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業


該当なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(3) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	(都) 御東原循環線道路整備事業 [内容] (都) 御東原循環線として計画決定されている市道の一部について、道路整備を行う。 [実施時期] 令和4年度～	御殿場市	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 令和4年度～	
2	(都) 新橋深沢線道路整備事業(第3工区) [内容] (都) 新橋深沢線として計画決定されている市道の一部について、道路整備を行う。 [実施時期] 第3工区: 令和3年度～	御殿場市	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 第3工区: 令和3年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
3	市道 4242 号線道路整備事業 [内容] (都) 新橋茱萸沢線として計画決定されている市道の一部について歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 [実施時期] 平成 16 年度～	御殿場市	中心市街地における移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 平成 25～令和 3 年度	
4	箱根乙女口線・箱根乙女口広場無電柱化事業 [内容] 御殿場駅箱根乙女口における駅前広場と、(都) 新橋深沢線と駅前広場とを連絡する市道の整備及び無電柱化を行う。 [実施時期] 平成 24～令和 2 年度 	御殿場市	御殿場駅の交通結節性を飛躍的に高めつつ、中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 平成 24～令和 2 年度	
5	(都) 新橋茱萸沢線道路整備事業 [内容] (都) 新橋茱萸沢線として計画決定されている県道の一部について、道路整備を行う。また、市道 4242 号線との交差点において、信号制御を伴わないラウンドアバウト（環状交差点）への改良を検討する。 [実施時期] 平成 27 年度～	静岡県	中心市街地における都市機能の増進、移動の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 防災・安全交付金（街路事業） [実施時期] 平成 27～令和 3 年度	
6	(都) 新橋茱萸沢線無電柱化事業 [内容] 御殿場駅富士山口に近接した(都) 新橋茱萸沢線について電線類の地中化を行う。 [実施時期] 令和 2 年度～	静岡県	(都) 新橋茱萸沢線における良好な道路景観の形成により、魅力的で快適な歩行空間の創出を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業） [実施時期] 令和 2 年度～	
7	御殿場駅東西自由通路改修事業 [内容] 老朽化が著しい御殿場駅東西自由通路について、改修事業を行う。 [実施時期] 平成 29～令和 2 年度	御殿場市	東西自由通路のバリアフリー化と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 防災・安全交付金（道路事業） [実施時期] 平成 29～令和 2 年度	
8	市道 0218 号線バリアフリー事業 [内容] 市道 0218 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 令和 2 年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
9	市道 1649 号線バリアフリー事業 [内容] 市道 1649 号線のバリアフリー化事業として、歩行空間を確保するとともに、滑りにくく水はけの良い舗装や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	中心市街地における魅力的で快適な「おもてなし空間」の創出を図るとともに、移動の安全性、利便性及び快適性の向上と、回遊性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置の内容] 社会資本整備総合交付金（道路事業） [実施時期] 令和 2 年度～	

(4) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	御殿場駅東西自由通路バリアフリー事業 [内容] 御殿場駅東西自由通路のバリアフリー化事業として、視覚障害者誘導用ブロックの点検・改修等を行う。 [実施時期] 平成 26～令和 2 年度	御殿場市	東西自由通路の改修と併せて、御殿場駅利用者及び御殿場駅東西市街地間の移動の安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
2	自転車駐車場運営事業 [内容] 御殿場駅の富士山口及び箱根乙女口に自転車駐車場を運営し、駐車場内における放置自転車の撤去等を行う。 [実施時期] 平成 4 年度～	御殿場市	継続して駐車場を運営することで来街人口の増加に寄与し、違法駐車防止による歩行空間の確保により歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	御殿場駅自転車駐車場拡張事業 [内容] 御殿場駅の富士山口及び箱根乙女口に設置している自転車駐車場について、原付バイク用の駐車部分を追加して設置する。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	さらなる来街人口の増加に寄与し、原付バイクの違法駐車防止により歩行空間の確保に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	サイクルステーション整備事業 [内容] 御殿場駅周辺にサイクルステーションを整備する。 [実施時期] 令和 3 年度～	御殿場市	御殿場線利用者、来街者及び歩行者交通量の増加に資するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	放置禁止区域内放置自転車撤去事業 [内容] 自転車等駐車秩序条例の規定により原付及び自転車の放置禁止区域を指定し、当該区域内における放置自転車等に対し撤去等の対応を行う。 [実施時期] 平成 13 年度～	御殿場市	違法駐車防止による歩行空間の確保により歩行者交通量の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	御殿場駅富士山口広場防犯カメラ設置事業 [内容] 駅利用者等の安全・安心を確保するため、御殿場駅の富士山口広場に防犯カメラを設置する（駅東西自由通路、駅箱根乙女口広場は設置済み）。 [実施時期] 令和 2 年度～	御殿場市	周辺住民及び来街者の安全・安心に寄与し、歩行者交通量の増加に資するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		